

（1）授業料を不徴収とする方法

授業料相当額について、日本学生支援機構が、学生を介さずに、直接大学院に年1回又は2回支払う（大学による代理受領）。これにより、大学は学生に対して授業料分の額を請求する必要がなくなる。利用の方式は以下が考えられる。

- （案1）原則全員が利用。利用辞退の申出により在学中の授業料納付も可能とする ※（2）の要件によっては困難
- （案2）希望者のみ利用

（2）対象学生

当面、新たな制度の対象は修士課程及び専門職大学院の学生とする。本人等の収入要件については以下のいずれかとする。

- （案1）現行の貸与型奨学金における要件（299万円）と同じ
※修士課程・専門職大学院の学生の約85%が対象と推計される
- （案2）現行の貸与型奨学金よりも収入上限を引き上げるなど、別の要件を設ける
- （案3）年収要件を設けない

（3）支援の形態・支援額

（案）授業料を不徴収するための支援と、在学中の生活費の支援の2本立てとする。（併用するかどうかについては学生が判断）

①授業料支援の水準

- ・国公立と私立との2種類を設定
- ・大学院の授業料の平均額をベースにする

②生活費支援の水準

- ・過度な利用額とならないよう、授業料支援との合計が、現行の貸与型奨学金と同水準になるよう設定

（4）卒業後に納付を開始する年収水準

卒業後に納付する所得に応じた納付を行うに当たっての年収水準については以下のいずれかとする。

- （案1）146万円（現行の所得連動返還方式と同様（単身世帯の場合））
- （案2）現行の所得連動返還方式よりも年収水準を引き上げるなど、別の基準を設ける

（5）卒業後に納付する額（月額）

- （案1）現行の所得連動型返還と同様の計算法（課税所得の9%を12等分した額を月額とし、当該額が2,000円を下回る場合は2,000円とする）
- （案2）現行の所得連動と定額との選択（その際、別途検討中の減額返還制度の見直しも活用可とする）

（6）その他関連する論点

- ・卒業後の納付が困難となる場合の対応（返還猶予、機関保証など）
- ・複数の学校種での利用ケースへの対応（現行の貸与奨学金では、学部と大学院それぞれで所得連動返還を利用する場合、それぞれの利用に対して所得の9%ずつ返還）
- ・学生、社会人への周知
- ・初等中等教育段階における周知
- ・卒業後の納付支援策の充実（業績優秀者に係る卒業後納付額の減免、企業による代理納付の推進、博士課程在籍者や博士課程修了者の待遇改善など）